

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（令和2年4月20日閣議決定）に係る地方税法等の改正に伴い、世田谷区特別区税条例等の一部を改正する必要があるため。

2. 条例改正の概要

（1）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別区税上の措置について

軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の延長

【公布の日施行】

軽自動車税（環境性能割）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続等

【公布の日施行】

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例において、申請書への記載や添付すべき書類に不備がある際の訂正及び提出期限については、これまでの徴収猶予の規定を準用する。

イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用

【令和3年1月1日施行】

前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下新型コロナウイルス感染症特例法という。）の規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止等により生じた指定行事の入場料金等を請求する権利の全部又は一部の放棄をした場合に、地方税法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用する。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

【令和3年1月1日施行】

新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長し、「令和16年度」とする

（2）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

【令和3年1月1日施行】

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額が48万円以下）を有する単身者について、ひとり親控除（控除額30万円）を適用する。上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（500万円以下）を設定

現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

（3）特別区たばこ税に関する改正

軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し

【令和2年10月1日、令和3年10月1日施行】

重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の葉巻たばこについて、1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式とする。但し令和3年9月末までは0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこに換算する経過措置を講ずる。

課税免除手続きの簡素化

【公布の日施行】

輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出について、当該書類の提出を不要とする。

（4）延滞金の割合の見直し

【令和3年1月1日施行】

延滞金を計算する際に用いる特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合）を延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合））に変更する。

（5）肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限の延長

【公布の日施行】

肉用牛となる飼育牛の売却による事業所得について、売却数が年間1,500頭までを所得割課税の免税対象とする特例の適用期限を3年間延長し、令和6年度までとする。

（6）低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

【令和3年1月1日施行】

個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとする。

（7）優良住宅の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限の

延長

【公布の日施行】

一定の事業のために土地等を国や地方公共団体等に譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について税率を軽減する特例の適用期限を3年間延長し、令和5年度までとする。

(8) その他の規定の整備

【公布の日、令和3年1月1日施行】

関係法令（地方税法等）の改正に伴う引用条番号の条ずれ解消等、規定を整備する。

3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後、速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>世田谷区特別区税条例 第1条～第9条 略 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者に対しては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略 (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、<u>同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p> <p>第18条～第22条 略 (区民税の申告)</p>	<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>世田谷区特別区税条例 第1条～第9条 略 (区民税の非課税の範囲)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に対しては区民税(第2号に該当する者に対しては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略 (所得控除)</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、<u>同条第1項及び第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</u></p> <p>第18条～第22条 略 (区民税の申告)</p>

改正後	改正前
<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>	<p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>
<p>第24条 略 （区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条におい</p>	<p>第24条 略 （区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条におい</p>

改正後	改正前
<p>て「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 略 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 略</p>	<p>て「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 略 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 略</p>

改正後	改正前
<p>第25条～第48条の2 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p>	<p>第25条～第48条の2 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。_____</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; text-align: center; vertical-align: middle;">略</div>
<p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～9 略</p>	<p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～9 略</p>
<p>第50条 略 （たばこ税の課税免除）</p>	<p>第50条 略 （たばこ税の課税免除）</p>

改正後	改正前
<p>第51条 略</p> <p>2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</p> <p>3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</p> <p>4 略</p>	<p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第47条の2の規定を適用する。</p>
<p>第51条の2 略 （たばこ税の申告納付の手續）</p> <p>第51条の3 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る</p>	<p>第51条の2 略 （たばこ税の申告納付の手續）</p> <p>第51条の3 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る</p>

改正後	改正前
<p>税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 （製造たばこの返還があった場合における控除等）</p> <p>第51条の4～第67条 略</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条～第2条 略 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（<u>租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。</u>）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>第2条の3～第3条の6 略</p>	<p>税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 略 （製造たばこの返還があった場合における控除等）</p> <p>第51条の4～第67条 略</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条～第2条 略 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>第2条の3～第3条の6 略</p>

改正後	改正前
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第4条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>第5条～第9条 略</p>	<p>第5条～第9条 略</p>
<p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p>	<p>第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の</p>

改正後	改正前
<p>2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>第11条の2～第14条の3 略</p>	<p>第11条の2～第14条の3 略</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>
<p>第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(個人の区民税の税率の特例等)</p>	<p>(個人の区民税の税率の特例等)</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 略</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>
<p>第17条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>	<p>第17条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>
<p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</p>	<p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</p>

改正後	改正前
<p>第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>	

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第2条による改正

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>第1条～第48条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <div data-bbox="174 802 1066 1098" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">略</div>	<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>第1条～第48条の2 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム未満</u>の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <div data-bbox="1173 802 2065 1098" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">略</div>

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第3条による改正

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例 令和元年6月25日条例第6号</p> <p>第3条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>付則第15条第1項中「次項から第4項まで」を「次項から第5項まで」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 (後略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 略 削除</p>	<p>世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例 令和元年6月25日条例第6号</p> <p>第3条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。 第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p> <p>付則第15条第1項中「次項から第4項まで」を「次項から第5項まで」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。 (後略)</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(2) 略 第3条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定</p>
<p>第3条の規定 及び附則第7条 の規定 令和3年4月1日</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>第4条 削除</p>	<p>及び附則第4条の規定 令和3年1月1日</p> <p>第3条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条 の規定 令和3年4月1日</p> <p>第2条～第3条 略</p> <p>第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の第10条第1 項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税につい て適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前 の例による。</p>

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>	<p>世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>
<p>付則</p>	<p>付則</p>
<p>(施行期日)</p>	
<p>第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>(1) 第1条中世田谷区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年10月1日</p>	
<p>(2) 第1条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条及び第23条第1項ただし書の改正規定並びに同条例付則第2条の2、第10条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに同条例付則に3条を加える改正規定（第17条に係る部分を除く。）並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</p>	
<p>(3) 第2条の規定及び附則第5条の規定 令和3年10月1日</p>	
<p>(延滞金に関する経過措置)</p>	
<p>第2条 第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第2条の2の規定は、前条第2号に定める日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>	
<p>(区民税に関する経過措置)</p>	
<p>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の区民税</p>	

改正後	改正前
<p>(新条例第9条に規定する区民税をいう。以下同じ。)に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和元年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 令和3年度分の個人の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。</p> <p>4 新条例第24条の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>(特別区たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第4条 附則第1条第1号に定める日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 附則第1条第3号に定める日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例に</p>	

改正後	改正前
<u>よる。</u>	